

住宅政策と住宅生産の変遷に関する基礎的研究：木造住宅在来工法に係わる振興政策の変遷

永野、義紀

<https://doi.org/10.15017/459175>

出版情報：Kyushu University, 2005, 博士（芸術工学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：

第4章 結論

第4章 結論

研究の総括

本論文は四つの章からなる。まず、「第1章 序論」では研究の背景・研究の目的・研究の方法・用語の定義を行った。

「第2章 戦後の住宅生産と行政施策の変遷」では、(社)日本住宅協会発行の機関誌「住宅」(CD-ROM版)を基礎資料として住宅政策年表を作成した。年表では法令・制度、工業化住宅関連事業および木造住宅関連事業毎に分類し、戦後から平成7年までを概観することにより、住宅生産と行政施策の変遷を整理する。研究対象を平成7年までとした理由は、戦後より林立・散在していたいくつもの住宅政策が「住宅マスタートップラン」として統合される平成6年～7年度をひとつの区切りと位置付けたからである。住宅政策を概観していく中で「工業化住宅」と「木造住宅在来工法」という対極的な構図を炙り出していく。

そのような作業の中で次のようなことが明らかになった。

戦後の住宅生産供給において、住宅政策として必ず行わなければならなかつたことは焼失による大量の住宅の緊急供給であった。しかも、戦争により焼失してしまつた都市・住宅の反省から火災に強い、不燃材料で建設することが求められていた。このことはすでに知られている事実であるが、しかし、ここで次の二つのことが明らかになつた。ひとつは、一般的には住宅総数が総世帯数を上回る昭和43年までは住宅は“質より量の時代”、それ以後は“量より質の時代”と云われてきたが、「復興建設技術の再検討」(「建築雑誌」昭和22年1月、2月号)に次のような記述がある。①構造計算により必要以上の強度はとらず、過剰な材料の使用は控えること②生産量を低下させても品質の良い材料を使用すること、とあり、“質より量”が全てではなく、“量より質”的思想がすでにあったことがわかる。資材が不足し、入手が困難な時代だからこそ、資材が高性能であれば高品質・高価格であつても少量の使用量で済み、結果的には資材の節約になるというわけである。しかし、この思想は大きなムーブメントにはならなかつた。

もう一つは、住宅の不燃化運動および住宅生産合理化運動の中ではっきりと在来工法否定の新聞の論説および政策の流れがあつたことである。(1)「今や住宅政策も量から質への完全な転換が必要である。政府は毎年何十万戸の住宅を建てると宣伝するが、その住宅が片っ端から焼けてしまうのでは意味がない」(「読売新聞」社説、昭和33年1月10日)

(2)「①工場生産材を用いること②主要部分を不燃材料とし、耐火性・耐久性・堅牢性の高いものとすること③居住性は従来の木造住宅以上とすること④工期は1ヶ月、以上の要件を充たす鉄骨系プレハブ住宅であること」(「不燃組立住宅の融資制度」住宅金融公庫、昭和37年)

昭和30年鳩山内閣は「住宅建設十箇年計画」を立てる。これは我が国において初めての

本格的な住宅計画として知られており、住宅不足の解消と今後 10 年間の新規住宅需要戸数の充足を主目的とした建設計画であった。住宅計画の手法として、新規供給の必要量算定を主要件とした観点は、以降の住宅計画に引き継がれることになる。

一方、生産の現場で“不燃化”とは別の観点から解決すべき問題があった。1つは、従来からの職人社会の手による住宅生産ではこの大量の住宅不足を解決できないということ。2つは、乱伐による木材不足のため従来の木造住宅在来工法では対応し難い状況であるということ。

前者の問題に対する方法としては非熟練工でも建設が可能で、しかも現場での労働力をできるだけ減らし、且つ安定した品質を確保することのできる新しい生産方式の採用・普及が考えられる。そして、これに最も相応しい生産方式として、工場での大量生産方式が挙げられる。

後者の問題に対する解決方法として、先ず第一に木材の代替物の発見が課題となる。当然それは、戦争により焼失してしまった都市・住宅の反省から火災に強い、不燃材料であることが求められていた。以上のような理由から工業化住宅の出現は必然的なものであった。

一方、民間建築界においても積極的な活動が展開される。建築材料・構法・設備・機械等の新技术の研究開発が活発に進められる。その結果、建築材料・部材の工場生産化、施工の機械化の傾向は次第に建築産業全体の統一的な動きとなり始める。中でも、工業化住宅・カーテンウォール工法は建築産業の中で新しい専門分野として技術的にも確立されようとしていた。

また、業界側の組織化は量産公共住宅の躯体供給メーカーが「量産公共住宅推進協議会」を、工業化住宅分野では公庫不燃住宅組立構造認定 8 社が中心となり昭和 37 年「プレハブ建築懇談会」を設立させ、翌年には二つの組織が合体し、「プレハブ建築協会」を設立させている。

特筆すべきは、いずれも建設省が強力に後押しをして設立させた団体であり、“住まいづくりと国家”および“政策としての住宅の工業化”を如実に表したものであるということであろう。

さらには、先の「住宅金融公庫」の公庫総裁認定「不燃組立住宅」(昭和 37 年)の融資基準は「鉄骨プレハブ」以外は認めないとするものである。この点においても国家が如何に住宅の工業化を推進しようとしていたかが明らかになる。

その後、政府は「第一期住宅建設五箇年計画」の「一人一世帯」から「第二期住宅建設五箇年計画」の「一人一室」の実現を目指に掲げ、我が国は未曾有の住宅建設ブームへと突入していく。昭和 45 年度までに工業化住宅シェアが 15% という政府の予想を下回ったものの大量生産を掲げる工業化住宅業界にとってはかなり有利な状況が続く。

住宅建設ブームは昭和 47 年度ピークを迎える。建設戸数 185 万戸に達する。しかし、翌昭和 48 年のオイルショックにより物価の高騰、特に建設資材の高騰は住宅建設費の高騰を

招くとともに、建設資材不足という、近年経験したことのない異常な事態を引き起こす。

一方、住宅政策が工業化住宅一辺倒とは云え、実は、戸建・長屋建工業化住宅のシェアは10%にも満たない。その他多くの我が国の住宅は、従来どおりの工務店等零細住宅生産者によってなされていたわけである。よって、我が国政府としても彼らを無視するわけにもいかず、というよりもむしろ、この膨大な層のシステムの改善無くしては住宅産業の近代化はありえないと考えたわけである。つまり“住宅生産の合理化”とは工務店の経営近代化であるという新たな認識の元に、これまでの住宅政策のベクトルを変えるという検討を始めることになる。

しかし、その施策の方向はいきなり在来工法に向いたわけではない。当時の在来工法の抱える問題は、①工務店側は社会状況の変化に伴う技術の改善・新材料、新工法への取り組みは非常に消極的であり、旧態依然とした状況であったこと。②経営的な観点から見た工務店は、経理的技術・工程管理・資材管理等についての技術には乏しかったこと。③木材の価格上昇および林野庁による木材の有効利用策に工務店が対応できるかということ等であった。

このように、工務店を始めとする零細住宅生産者の近代化に当たっては、非常に困難な問題を抱えていた。そこで建設省は、問題解決の方法として生産性の低い在来工法振興ではなく、2×4工法の導入に踏み切り、昭和49年枠組壁工法（2×4工法）告示（建築基準法）がなされる。この背景には、在来工法は軸組材を多用し、その軸組材が高騰し、輸入材に頼っていること。軸組材は多品種の材料（木材）を揃える必要があること、それに比べ2×4工法は材料が標準化されていて流通過程も短く製材価格安定に極めて有利であること。さらに後継者不足・熟練工不足の工務店業界にあって、新たな業界再編が必要なこと等の理由がある。

さらに次のような記述を見ることにより、当時の在来工法の危機的な状況がうかがいしれよう。「我が国の在来工法を、軸組工法からアメリカ・カナダの枠組壁工法に切り替えることを要求する」。住宅金融公庫建設指導部指導課（前建設省住宅局住宅生産課）水谷達郎によって書かれたこの一文は在来工法の存亡に係わるものとして、実に重たい。

そして、建設省・林野庁およびホームビルダー協会が加わり、2×4工法の普及を官民一体となり押し進めていくことになる。

しかし、建設省の強力な後押しがあったとは云え、2×4工法の普及は順風満帆とは云えなかった。理由は、我が国の伝統的な生産供給体制、つまり流通のしくみおよび大工・工務店の仕事の方法・制度を大きく変えるものであったこと、および集合住宅的に集中建設されるケースが少ないために2×4工法本来の近代的現場生産システムがその威力を充分に發揮できないことなどであった。

工業化住宅以外の木造住宅に係わる戦後の住宅政策を始めて見ることができるのは昭和47年建設省の「木造住宅供給合理化促進の方策に関する構想」である。これには、設計・施工技術の改革、大工・工務店の体質改善について書かれている。

その具体的課題は以下の通りである。

- ① 需要情報の集約化
- ② 設計・工法・施工技術の改革
- ③ 工務店の経営面の体質改善
- ④ 技能者の養成確保
- ⑤ 資材の生産・流通システムの改革

しかし、「木造住宅供給合理化促進の方策に関する構想」は在来工法の推進ではなく、 2×4 工法推進策に帰結する。戦後のこれまでの政策は工業化住宅を協力に推進してきた。その最大の理由は生産性の高さである。逆に云えば、在来工法は生産性が最も低い位置にあったわけで、その意味において、合理化された木造住宅としての 2×4 工法推進の理由が理解できる。

その後、昭和 51 年 12 月、建築審議会は建設大臣から諮問のあった「建築生産近代化の推進の方策」について答申を行なう。建築生産近代化方策を審議するに当たっては、当面建築生産に従事する大工・工務店等の対策を講じる必要があること、および我が国においては木造住宅が新設住宅の過半を占めること等から、在来工法による住宅等小規模建築工事の合理化方策について調査審議されたものである。

木造住宅生産の合理化とは、実は在来工法の推進ではなく、 2×4 工法推進策であることは既に述べた。では、それがどのようにして在来工法推進策に変化していくのかを以下にまとめる。

そのきっかけは皮肉にも 2×4 工法のオープン化(=モジュールの標準化等、昭和 49 年)にある。

それ以前、昭和 40 年代初頭にも建設省の工業化住宅推進に対して住宅建設の大半を担う在来工法業界の健全化を推進することが真の住宅生産体制づくりであるとする主張が台頭し、その一環として在来工法の合理化・工務店経営の近代化が追及された経緯もある。しかし、残念ながらその主張は大きなムーブメントとはなり得なかった。その後、 2×4 工法がオープン化され木造住宅の合理化に関する関心が高まり、在来工法にも同じような合理化の検討が始まったのである。

政策と予算額を時系列的に俯瞰することにより、その政策の位置付けが明らかになってくる。また、予算額を年代ごとに比較することにより、その時代の重点政策が明らかになる。以上のような観点から、住宅政策を以下のカテゴリーに分け、その時代の住宅政策の位置付け・重点施策を明らかにする。

(1) モデル事業から民間事業への展開を図る政策

「ハウス 55 開発」「いえづくり '85 プロジェクト」等がある。政策が民間事業へと展開される場合は、企業化へ向けて具体的な検討が加えられ、予算金額も高額になっていった。

(2) 自治体主導の事業展開を図る政策

「木造住宅在来工法合理化促進事業関連」は昭和 52 年からスタートして政策の名称を変えながらも現在も続いている木造住宅関連の主幹政策である。そのスパンの長さ・予算金額の大きさから昭和 52 年度以降、最も重要な政策として位置付けられる。

(3) 消費者保護・消費者ニーズを背景にした政策

「住宅イノベーションプロジェクト」「住宅に関する情報提供のあり方検討」等、消費者保護・消費者ニーズを目的とした政策が多く見られるようになり、昭和 60 年代以降の大きなテーマとなる。

(4) 研究ストックとしての政策

省エネルギー住宅のライフサイクルコスト低減」をはじめ予算額が小さい政策の場合、研究ストックとしてまとめられる場合が多い。「中高層住宅生産供給高度化プロジェクト」は高額予算であるが、目指した目的が壮大すぎたために逆に研究ストックのレベルで終了する。

以上のように、政策は民間事業・自治体事業に係わらず、事業として継続推進されるケースは非常に少ない。政策を事業として継続することは非常に困難であることがわかる。多くの政策が短期間で“打ち上げ花火”的で住宅産業界にインセンティブを引き出すこともなく研究ストック型で終了してしまう場合が多い。

「第 3 章 木造住宅在来工法に係わる振興政策の変遷」では、(社) 日本住宅協会発行の機関誌「住宅」(CD-ROM 版) を基礎資料として、また「建設白書」および各種住宅関連事業報告書を補足資料として「木造住宅在来工法関連政策フローチャート」を作成することにより同工法に係わる政策の体系化を試みた。さらに政策が「木造住宅在来工法」の振興に与えた影響について検討した。

昭和 40 年代半ばより、工業化住宅一直線で政策は推進されてきた。しかし、全体からみれば工業化住宅のシェアは昭和 52 年当時、建設総数に対する割合は 7.8% で、依然として供給の主体は新築住宅着工戸数の約半数を占める在来工法であった。だが、この分野では技術水準の低下・供給体制の立ち遅れ等が大きな問題になっていた。そこで、昭和 51 年「建築生産近代化の推進のための方策に関する答申」において在来工法の合理化が国の重点施策として取り上げられる。これまで政府の技術開発推進策には無縁であった在来工法に初めて政策の目が向けられたものである。

さて、昭和 55 年度より始まった「木造住宅振興モデル事業」は、在来工法振興策の原点として位置付けられるということがフローチャートより明らかになった。では、何故「木造住宅振興モデル事業」が在来工法振興策の原点として位置付けられるのか。

先ず、木造住宅振興の意義を考えてみよう。大工・工務店の技術水準の低下は以前から指摘されていた。例えば、近代的機能要求および近代的デザイン要求に対応した設計技術の欠如などがそうである。また、供給体制の遅れについては経営面での受注努力不足や見積もり方式の未確立、建築材料・建築部品生産供給業との連携不足が挙げられている。さ

らに建築技能教育の後退、需要者（エンドユーザー）の意識の変化、地域産業としての林業・製材業の不振が挙げられる。そのような木造住宅産業に係わる技能者を取り巻く問題は、これまでの戦後から一貫した政府の主導による“建築生産の工業化”という流れの中において、やや無視されてきた感がある。しかし、多くの技能者の存在なくしては住宅の需要に応えられなかつたというのは事実であり、今後、かなり工業化が進んだとしても技能者を全く要さない工事方法になるとは容易に考えられないし、例え技能者を全く要さない工事方法が生まれたとしても、今度は技能者の生計の問題が新たに問題として浮上するわけである。さらに技能者の質の低下は我が国の住宅のストックという観点から考えると由々しき問題といわざるを得ない。木造住宅の振興が盛んに唱えられる大きな理由がここにある。つまり、現在その生産を支えている大工・工務店をはじめとする多くの技能者の生活の問題である。近年の住宅の非木造化、プレハブ化等の進展に伴って、収入が不安定になってきているという技能者の生計の問題がじつは存在する。このように、本モデル事業は1. 住宅・住環境の質の向上 2. 住宅生産に係わる経済構造の合理化 3. 木造住宅生産システムの現代化 4. 山林保全 といった木造住宅生産に係わる様々な立場の人々の持つ危機感に対して時期を得た事業であったことが第3章で論じる木造住宅関連事業の源流であるという所以である。

昭和56年の第四期住宅建設五箇年計画で居住水準および住環境水準が日本の住宅供給において充分達成されたわけではないが更に新しい試みが始まった。それが“物的水準としての質を超えた目標を据える”とした「HOPE計画」（昭和58年）である。“物的水準としての質を超えた目標”とは、これまでの住宅建設五箇年計画の目標値である住宅の規模や私的財産としての住宅建設ではなく、自然、生活、文化、伝統、産業等地域の特性を見据えた将来像をもった“まちづくり運動”と位置付けている。

一方、「木造住宅振興モデル事業」のところでも述べたように昭和52年11月に閣議決定された三全総の基本理念が定住構想であった。定住構想は、第1に歴史的、伝統的文化に根ざし、自然環境、生活環境、生産環境の調和の取れた「人間居住の総合的環境の形成」を図るとする。第2に大都市への人口と産業の集中を抑制し、一方、地方を振興し、過密過疎に対処しながら新しい生活圏を確立することである。また、「木造住宅振興モデル事業」の策定の目的において、在来工法の供給は地域の特性に根ざし、地域に密着したシステムに支えられており、木造住宅の振興は、地域特性に応じた居住環境の整備と、地域産業の活性化をもたらすこととなる。実際、計画策定後、それぞれの地域で検討会が立ち上げられ、産官学を交えて地域主導型の開発・プロジェクトが実行されている。このように、三全総や住宅政策の中で「地域」が徐々にクローズアップされてくるわけである。「HOPE計画」も正式名称を「地域住宅計画」というように住宅政策を地域の場で模索するものである。その中で「HOPE計画」の柱の一つとして“地域の住宅文化”という概念を設定しているように、まさしく三全総の基本理念と一致する。

いわゆる官の政策は、民の開発・事業に対して少なからず影響を与えてきた。そこで政策が在来工法の振興に与えた影響、つまり具体的に何が実施されたのかまとめる。

昭和 50 年代初頭、木造住宅の建築の標準化と技術の開発、木造住宅建築業務の共同化の推進、消費者の保護等の施策が挙げられていた。この一環として昭和 52 年「木造住宅省資源・省力化開発事業」（のちの「木造住宅在来工法合理化促進事業」）が開始されたのである。事業内容は、在来工法実験住宅（木造 2 階建真壁、大壁各 1 棟）による工程、工数等施工工程の調査、分析等であり、主に技術的項目について現状調査・問題点の検討・新工法の開発等を行うものであった。そして、良質安価な木造住宅を建設するための技術を開発および普及し、木材関連産業および木造住宅生産の近代化・合理化を図り、これにより国民生活の向上に寄与することを目的として同年、（財）日本住宅・木材技術センターが設立され、この事業の受け皿となる。同センターとしては、この事業が最初の建設省委託事業となる。同センターは事業の実施とともに、「木造住宅在来工法合理化促進事業」の課題を盛り込んだ実験棟の建設を行っており、これが同事業による技術的成果として評価できる。

（財）日本住宅・木材技術センターは、建設省・林野庁の認可の元に設立されている。同センターの設立発起人名簿を見ると 19 名の発起人のうち 12 名が木材関連業界に所属しており、且つ戦後の植林・造林の増大した供給能力を考えると、木材需要を継続的に維持・拡大していくことが要請されていただろうということは明らかである。

在来工法は戦後長いこと政策から無縁であったことも含めて、技術水準の低下・供給体制の立ち遅れ等が大きな問題になっていた。よって、工務店業界には木造住宅の先行き不安感が漂っていた。そこで、（社）全国中小建築工事業団体連合会は業界活性化のため、国会議員に働きかけ、昭和 54 年政策集団「木造住宅振興議員連盟」を作る。同連盟の支援により、木造住宅振興は本格的に動き出すことになる。「木造住宅在来工法合理化促進事業」（昭和 52 年度）、「木造住宅振興モデル事業」（昭和 55 年度）等、一連の在来工法振興政策がこれに該当する。

これまで繰り返して述べてきたように、建設省としても都道府県と共同して、立ち遅れの目立つ大工・工務店の近代化・合理化を図る施策を進めてきた。そして、木造住宅の振興に専らあたる「木造住宅振興室」を建設省住宅局に組織として昭和 62 年 5 月に設置する。木造住宅に係わるほとんどの事業は当時既に出揃っていたが以後、同室主導で、木造住宅生産の近代化・活性化に関する政策を行う。「ウッドタウンプロジェクト推進事業」「地域優良木造住宅建設促進事業」「木造住宅生産近代化促進事業」の統合などがこれに当たる。「木造住宅振興室」は以降、在来工法の振興・支援に現在まで大きな影響を与えている。

「いえづくり'85 プロジェクト」は建設省のローコスト住宅開発事業で、ハウス 55 の在来工法版として位置付けられている。昭和 58 年の設計競技募集に対して 175 グループの応募があり、計画面・構造面等での提案が行なわれた。

本プロジェクトの最大の功績は、民間において事業として積極的に引き継がれたことである。例えば、設計競技で受賞した（協）茨城県木造住宅センターの場合、その後、昭和 59 年～昭和 61 年の間にプロトタイプ 2 棟の建設とプランバリエーションの開発等が行われ、昭和 61 年には、契約ベースで 80 棟の実績を残す等として、事業としても成功しており、同政策が在来工法の振興に果たした役割は大きい。

以上、政策が在来工法の振興に与えた影響を考察してきたわけであるが、住宅政策が有效地にその趣旨を發揮し、尚且つ展開していくためには、次のような要件が必要である。(1) 政策を立案・企画し強力に推進する政府企画室が存在すること (2) 政策の受け皿としてのセンター・機関が用意されていること (3) 政策を活用・推進する自治体が存在すること (4) 政策を継承・展開する民間団体・企業が存在すること、等である。

フローチャートから明らかになったように、散在する多くの住宅政策の源流を遡れば「木造住宅振興モデル事業」に行き着くことが分り、同事業が果たした役割の大きさが分る。更に、主幹政策を見ると、「合理化」あるいは「近代化」、「地域」等のキーワードが繰り返し使われ、ほとんど変化していない。このことは具体的な政策の欠如が一因であると考えられると同時に「合理化」「近代化」は、在来工法が常に抱える技術的問題であるし、「地域」に関しては長期的なスパンを要する問題と云える。

「第 4 章 結論」では各章の要約を述べるとともに、第 2 章および第 3 章で明らかになつた研究成果を整理している。

在来工法振興策へ向けての提言

1. 在来工法振興策展開の指針

国土交通省は、これまで 40 年間続いた住宅建設五箇年計画を平成 17 年度で終了し、次年度より新たな政策をスタートさせると発表した。社会資本整備審議会・住宅宅地分科会による「住宅基本法案」である。それによると平成 18 年度より住宅政策は住宅の質の向上を重点施策として以下のように掲げた。①耐震化の推進②高齢者対応住宅建設③中古・リフォーム市場の整備、の 3 点である。高齢者対応住宅において、住宅および住宅廻りのバリアフリー化さらにはユニバーサルデザイン化も然ることながら、日本人の感覚的な問題からも“木の家づくり”としての在来工法は期待される。さらに「シックハウス対策」「結露防止」の期待される無垢材を使用した在来工法は「住宅基本法」において“高齢者に優しいすまい”として有利に働く。そのための市場整備・インセンティブを掘り起こすことが必要である。

一方、在来工法を担う職人の問題が依然として存在する。これまで、我が国における在来工法は独特の各専門技能職の手により造り上げられてきた。しかし、最近の現場は新技術の開発による工法の変化、工業製品の建材部門への導入により大幅に様変わりしてい

る。つまり、我が国において永年培われてきた伝統技能は色々な要因によって衰退しているのである。しかしながら、それらの伝統技能は今日において、デザイン的に見ても充分通用するものであると考える。世界に誇れる文化的遺産としての木造建築物を数多く擁している我が国において、その継承は国民的課題であるといえる。それらを担うために国家プロジェクト「大工育成塾」が平成15年に創設されたがまだ緒についたばかりである。まだ、成果は出ていない。その他にも「ものつくり大学」「建築カレッジ」等があり、若い大工を育てる気運は次第に高まってきている。ただ一方、優秀な大工・職人を不要とする道具や機械の開発、プレカット・新建材・パネル化の進行等在来工法を取り巻く環境は依然厳しいものがある。先の「住宅基本法」による“真の住宅の質向上とは何か”を、造る側としての工務店・職人、設計者、材料メーカーそして、住まい手がリンクしてきちんと考えていかなければならぬ。

2. “地域住宅工房づくり”構想

これまで、住宅政策の果たした役割およびその反省点について述べた。住宅生産供給に関わる「合理化」「近代化」に求められるものはその時代時代によって常に変化する、尽きることのない永遠の課題である。一方、「地域」は高所から俯瞰していくも解決できるものではなく、地道な努力が必要とされる問題であると考える。それらを含めた在来工法振興策として、政策を継承・展開する民間団体・企業の必要性をケーススタディとともに挙げた。

さて、在来工法振興は大工・工務店の抱える課題であるとともに、地域性が大きく関わるものである。当然、このことは大工・工務店だけの問題ではなく、もっと広汎に考えていく必要があることはいうまでもない。そのために政策を継承・展開するために“地域住宅工房づくり”（参考文献No.27）を提言する。

政策を受けた自治体がそれを普及させるために、伝統的な手法としての地縁・血縁の色濃い大工・工務店の住宅、さらには工業化住宅（プレハブ住宅）、そのどちらにもなじみ得ない需要者層のための新たな木造住宅の生産供給組織「地域住宅工房」をつくるというものである。「地域住宅工房」は自治体スタッフ・住まい手・まちづくり職人ネットワークから構成される。まちづくり職人ネットワークは、大学の研究者・建築家・工務店・大工をはじめ各職人からなる。例えば、木造住宅研究会というものを作り、まちづくり談義を行う。大学の若手研究者を中心にサーベイを行い、その地域の歴史・風土・住様式を掘り起こし、新たな住まい・まちづくりへ向けて実践メニューを作成する。職人チームは新たな地域型部品の生産供給を計る。建築家は地域型住宅・モデル街区の設計を行い、工務店は施工を行い、新たな営業展開へと繋げていく。

以上が「地域住宅工房」のおおまかな内容である。在来工法が在来工法であるためには、地域にきちんと根付いた活動が必要であり、住宅生産に係わる全ての人々を巻き込み、ネットワークを作り上げていく。そして、住まいづくりをまちづくりに広げていこうという構想である。

参考文献

1. (社) 日本住宅協会;「住宅」(CD-ROM版 1952年~2001年), 2002年
2. 建設省編;「建設白書」1976年~2001年
3. 片野 博, 渡辺一正 他;「建築研究資料No. 59 戦後住宅関連技術の変遷」建設省建築研究所, 1987年
4. (財) 日本木材・技術センター;「10年のあゆみ」1988年
5. 建設省文書課編;「建設省関係公益法人ガイドブック/2000」
6. 永野義紀, 片野 博;「在来木造住宅に係わる振興政策の変遷に関する研究」(社)日本建築学会「日本建築学会計画系論文集No. 587」2005年1月
7. (財) 日本木材・技術センター;「木造住宅振興モデル事業報告書」(4) 1988年
8. 大野勝彦;「現代の住宅—木造住宅」丸善, 1990年
9. 松村秀一監修;「工業化住宅・考」学芸出版社, 1987年
10. 藤澤好一, 野辺公一、小池一三 編著;「いい工務店との家づくり」雲母書房, 2005年
11. (社) 日本住宅協会;「昭和の住宅政策を語る」1992年
12. (株) 東海の家研究所;「いえづくり '85 プロジェクト—木造住宅生産供給システム開発報告書」1986年
13. (協) 茨城県木造住宅センター;「いえづくり '85 プロジェクト—設計/積算システム開発報告書」1985年
14. (財) 福岡県建築住宅センター;「平成3年度年度福岡県木造住宅生産近代化促進事業—ふくおか型木造住宅生産合理化調査事業報告書」1992年
15. 澤田光英;「わたしの住宅工業化、産業化の源流物語」日本建材新聞社, 1987年
16. 片野 博, 永野義紀, 飯田利彦;「平成8年度—住宅建設コストに関する調査報告書」(財)福岡県建築住宅センター, 1997年
17. 永野義紀;「ウッドタウン串木野団地基本設計業務報告書」串木野市, ランドブレイン(株)
18. 群居刊行委員会;「群居35号 特集, 中高層ハウジング」
19. 中高層ハウジング研究会;「研究報告書III」1998年
20. (財) 日本木材・技術センター;「住宅と木材」
21. 日本経済新聞社;「地域に根ざした住まい・まちづくり HOPE 計画」建設省住宅局住宅建設課監修
22. 新しい木造住宅の開発推進協議会;「茨城県・木造住宅の生産供給に関する基本計画の策定報告書」1987年
23. 蓼沼朗寿;「地域政策論」学陽書房, 1991年
24. 谷岡宗昭;「我が国における住宅建設技術の史的展開に関する研究」2001年
25. (社) 日本建築学会建築経済委員会;「転換期の地方の住宅政策を問う」1997年
26. 生活情報センター;「住まいと暮らしのデータブック 2004年版」2004年
27. 大野勝彦;「地域住宅工房のネットワーク」彰国社、1988年

あとがきと謝辞

筆者がこのような論文をまとめることができたのは、直接並びに間接的に多くの方々のご指導・ご援助のお蔭であります。

先ず始めに、本論文の主査をこころよくお引き受けいただいた九州大学大学院芸術工学研究院・片野 博教授に深い感謝の意を申し上げます。なかなか筆を執らぬ筆者に対して暖かく且つ厳しく、そして継続的に励ましをいただいて参りました。同時に、片野先生には終始一貫した研究理念の元に、主題の設定・遂行・取りまとめなど各段階において適切且つ丁寧なご指導をいただきました。

また、本論文の審査を通して、九州大学大学院芸術工学研究院・富板 崇教授、石田壽一教授からは、貴重なご指摘を受け賜わりました。謹んで感謝の意を申し上げます。

筆者が“教育・研究”に携わるようになって今年でちょうど20年目を迎えます。最初に研究の分野で手ほどきをしていただいたのが、東和大学・斎藤輝二教授でした。斎藤先生には「住宅・居住様式」の研究で、国内のみならず遙かベトナムの奥地まで同行させていただきました。また、「地域高齢者住宅計画」ではサーバイ・ワーキングの仲間に入れていただきました。

また、筆者が研究の場に赴任して1年目に、福岡大学・須貝 高教授に「ふくおか型木造住宅プロジェクト」(のちの「木造住宅生産近代化促進事業」)に同プロジェクトのワーキングメンバーに入れていただきました。その後もブラインドやプラスティックサッシュ等「住宅部品開発・研究」「住まいづくり研究会」に長年に亘りご一緒させていただき正に公私共にお世話になっています。

さらに、筆者が設計の場から研究の場に移って最初の年、九州大学大学院人間環境学研究院・竹下輝和教授からは研究者としての心構えをアドバイスいただきました。長期にわたり竹下研究室において一緒に「住宅地の外部空間に係わる研究」をさせていただくと共に「福祉センター設計競技審査委員」「景観審査委員」等に誘っていただきました。その後も常に何かと気にかけていただき暖かく応援をしています。

本論文の主査をお願いしました、片野 博先生には当該研究のみならず多くの委託研究およびプロジェクトでご指導を受けてきました。「ふくおか型木造住宅プロジェクト」「住宅建設コストに関する研究」(財・福岡県住宅センター)「住宅建設における伝統技能の活用・振興計画に関する研究」等に携わらせていただくと共に「都市計画審議会委員」への推薦もしていただきました。

また、ランドブレイン(株)福岡事務所・大津博幸所長並びに横田 望氏には住宅・都市計画に係わるコンサルタントとして貴重なデータの提供および住宅政策の活きた現場の

声としてのアドバイスをいただきました。そして、「ウッドタウンプロジェクトの報告書作成・基本設計」「住宅マスタープラン策定委員長」等、数々の貴重な経験をさせていただいています。

九州産業大学・上和田 茂教授とはこの10年間にもおよぶ長い期間「福岡県美しいまちづくり賞」の審査委員会でご一緒させていただきました。そこで“建築家と住まい手”“建築家と建築作品”“建築作品（住まい）と住まい手”について議論を重ねてきました。その中で上和田先生のそれらの課題に対する考え方を教えていただきました。

また、30年近いお付き合いをさせていただいている（株）オプコード研究所・野辺公一所長には、「ちきゅう住宅（地域優良木造住宅）認定事業」のワーキング、木造住宅に関する貴重な資料の提供、および日本版N A H Bとして位置付けられている「地域マスター工務店運動」を通して、工務店の抱える問題点・将来の展望等の情報を聞かせていただきました。

さらには、全国工務店の組織「匠の会」の会員のメンバーからはそれぞれが抱える今現実に直面している問題・課題を継続的に聞かせていただいています。

国家プロジェクト「大工育成塾」（財・住宅産業研修財団）において、工務店経営者・棟梁・大工志願の若者たちからは、在来工法に対する危惧・熱い思いを常に聞かされています。

そして、本論文をまとめるにあたって、東和大学・立石妙子教授には貴重な時間を割いていただき、パソコンによる編集作業を長時間に亘りお手伝いいただきました。ありがとうございました。

さて、筆者は多摩美術大学の4年生のときから“建築師”大野勝彦先生（大野建築アトリエ）の元で建築の修行を受けて参りました。当初は同アトリエの別組織・M S P（マツダ店舗開発機構）にて故・土肥祥二郎氏に鉄骨造の実施図面の書き方・現場管理の手法を教えていただきました。

その後、大野建築アトリエ時代でさまざまな“住宅・まちづくり”的経験をすることになります。アトリエ時代の初期、晴海で行われていた国内最大の住宅展示会、G L（グッドリビング）ショーに足を運びました。当時は工業化住宅が満開の時期でした。そこで一際目立つ発表会場がありました。それがまさに「ハウス55プロジェクト」でした。それを境に住宅政策は工業化住宅から在来工法振興策へとシフトを始めます。本研究との因縁いたものを感じます。

以来、数知れない「セキスイハイムによるまちづくり計画」、「住宅部品開発設計競技」、“いばらきの家”“東海の家”の2つの地域の「いえづくり'85プロジェクト」、住機能高度化推進プロジェクト「C.H.S.（センチュリーハウジングシステム）開発」とヘビーティンバー、豊里町、田沼町、大野市、更埴市の4つの市町村の「H O P E 計画」のワーキング、インナーシティハウジング、「新都市型集合住宅システム開発プロジェクト」…と大

野建築アトリエは我が国の住宅政策と共に、あるいは政策を一步リードするかたちで歩んできました。このようにアトリエで行われる殆どすべてのプロジェクトに参加させていただき、計り知れない貴重な生きた体験をさせていただきました。

アトリエは設計事務所としては寡作で、事務所内では所員の高山和子さんに、実に優しく、しかし、完璧主義を貫くという設計教育を受けました。

アトリエを辞めた後も、「中高層住宅生産供給高度化プロジェクト」（建設省）の委員会の仲間に入れていただき、筆者にとって大野勝彦先生はまさに生涯の師であります。

このようにアトリエ時代の貴重な経験がなければ、この論文も書きえなかつたと思っています。

この研究に対して、視点を変えれば問題は数多く存在していると考えます。以後も継続して研究を発展させていきたいと考えています。今後もご指導とご鞭撻をお願いする次第であります。